

会議録

1 会議名

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題等（全て公開）

- (1) 令和 6 年度情報公開請求件数等の実績の報告について（公開）
- (2) その他

3 開催日時

令和 7 年 10 月 30 日（木）午前 10 時から 10 時 40 分まで

4 開催場所

春日謙信交流館 第 1 会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）

- ・委員：大森委員（会長）、原野委員（副会長）、金井委員、石野委員、伊豆上委員、浦壁委員、清水委員、岩井委員
- ・事務局：総務課 森田総務部参事、富田副課長、大橋係長、田中主任

8 発言の内容

- (1) 令和 6 年度情報公開請求件数等の実績報告について

【森田総務部参事】

次第に従い、議事に入る。以降の進行は、議長である大森会長にお願いする。

【大森会長】

令和 6 年度情報公開請求件数等の実績報告について事務局から説明を求める。

【富田副課長】

令和 6 年度情報公開請求件数等の実績について、資料に沿って説明

【岩井委員】

情報公開請求の件数が、令和 4 年度、令和 5 年度と比較して令和 6 年度の件数が増加しているが、考えられる理由は何か。

【富田副課長】

市民の方や企業が請求を行っており、市政について知りたいと考える人が増加したということになるが、明確な理由は把握していない。

【岩井委員】

増加していることは、良い傾向であるか。

【富田副課長】

市政に関心のある方がいらっしゃることだと考えている。

【清水委員】

会議の公開について、上越市が公的に行う会議は全て公開するのか。

【富田副課長】

会議の公開については、上越市審議会等の会議の公開に関する条例で公開の対象となる会議を規定している。

【清水委員】

今回の会議は公開の対象であるか。

【富田副課長】

公開の対象である。

【清水委員】

令和 4 年度から比べると相当な件数の会議が減少しているが、会議の必要性がなくなってきたているかということか。

【富田副課長】

令和 6 年度に会議の制度を見直し、条例に基づき設置する会議を公開の対象にすることとした。対象となる会議が絞り込まれたことにより会議の件数が減少した。

【清水委員】

市民が会議を傍聴したいとなったときに、会議を公開か非公開にするか判断するのか。

【富田副課長】

会議開催のお知らせをする際に、担当課で会議を公開するか非公開にするのかを判断する。たとえば、開催する会議に個人情報が含まれる場合は非公開の会議であるとお知らせする。今回の会議に関しては、非公開の事由に該当する会議ではないので、「10月30日に上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会を開催します。どなたでも傍聴可能です。」というようなお知らせをしている。

(2) その他

【大森会長】

事務局から行政機関匿名加工情報の利用実態について説明を求める。

【大橋係長】

行政機関匿名加工情報について説明

【大森会長】

質問はあるか。

【浦壁委員】

特定の個人を識別することができないとあるが、具体的にはどのようなことか。

【大橋係長】

特定の個人が識別できないようにデータを加工する。上越市の〇〇代（年代）など、個人を識別できないデータの羅列である。

【浦壁委員】

審査基準に基づく審査とあるが、具体的にはどのようなことか。

【大橋係長】

加工にあたり、特定の個人を識別することができる記述の削除、個人識別符号の削除、不正に利用されることにより財産被害が生じるおそれのある記述の削除が求められる。具体的には、氏名、住所、年金番号、マイナンバー、住民票コード、クレジットカード番号、送金状況を加工して、個人が識別できないようにした上で事業者に提供する制度になっている。

【金井委員】

市でクレジットカード番号も保有しているのか。

【森田総務部参事】

当市の場合に、どのような場面でクレジットカードの利用があるか、詳細には承知していない。一般論としてご理解いただきたい。

【清水委員】

事業者は、何を目的に匿名加工情報の提供を求めるのか。

【森田総務部参事】

上越市民の傾向や特徴を把握して、取組を進めたいのだと思う。ビッグデータとして活用・分析し企業の活動に生かしていくのだと考えられる。

【清水委員】

提供を求めた情報で、知りたい部分が非公開になっている場合もあるのではないか。その場合、お金を出したにも関わらず、必要なデータをもらえないことになるのではないか。

【富田副課長】

各自治体は、保有している個人情報を個人情報ファイル簿というかたちで公開している。事業者は、その個人情報ファイル簿を閲覧して、欲しい情報があるか確認できるようになっている。

【大橋係長】

開示できる内容と事業者が知りたいデータのギャップはあると考えている。

【原野副会長】

上越市が保有している個人情報ファイル簿はいくつあるのか。

【富田副課長】

280 件ほど保有している。1,000 人以上の検索できるデータの集合体が個人情報ファイル簿である。

【原野副会長】

個人情報ファイル簿は、上越市のホームページから閲覧できるか。個人情報ファイル簿には、どのような内容が記載されているのか。

【富田副課長】

ホームページから閲覧できる。記載内容は、国の方で定めており、その形に沿っている。「氏名」や「住所」といった、保有している個人情報の記録項目を記載している。

【浦壁委員】

いつからこの制度が始まったのか。

【富田副課長】

令和 5 年に個人情報保護法が、地方自治体と国を網羅する法律として制定され、

地方自治体の中では都道府県と政令指定都市に義務づけられた。当市では、まだ実施していない。

【大森会長】

他に質疑がないようなので、以上で審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務部総務課文書法務係 TEL : 025-520-5603
E-mail : soumu@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。